

平成30年7月豪雨災害の被災者に対する県税の減免等について（お知らせ）

納税の猶予・減免など

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

税金は納期限までに納めなければなりません。被災された場合、納税の猶予や減免などが認められる場合があります。お困りの際は、ご相談・ご申請をお願いします。

● 納税の猶予

次の場合には、1年以内（事情により最高2年）に限り納税が猶予される場合があります。（ただし猶予税額が100万円を超える場合、猶予期間が三月を超える場合は、原則、担保の提供が必要です。）

- ・ 本人の財産が災害により被害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ・ 本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき、または負傷したとき
- ・ 本人が事業につき著しい損失を受けたとき、または事業を廃業・休止したとき

● 証明手数料等の免除（平成31年3月31日まで）

被災された方が、その復旧等に必要な資金の借入れその他の手続のために使用する証明書を申請される場合は、納税証明手数料が免除されます。

この度の災害で被災したことにより、「免税軽油使用者証」を無くされた方が「免税軽油使用者証」の再発行を申請する場合は、交付手数料が免除されます。

※災害により、期限までに申告や納税が困難な事情があるときは、個別に申請することにより、申告・納付の期限を延長することができます。裏面のご相談の窓口までお問い合わせください。

● 災害による減免及び減免申請の期限

次の場合には、税金の一部または全部が減免される場合があります。

対象税目	概要	対象年度等
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害から※6月以内に取得した場合 ただし、広島県ナンバーの自動車を取得したことに限ります。 	平成30年度以降 申告
	【減免額】 代替自動車の自動車取得税額(全額)	
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について、災害が発生した日の翌日から※6月以内に修理が完了した場合(修理完了までの期間が16日以上の場合に限る) 	平成31年度課税 (平成31年5月)
	【減免額】 年税額×修理による運行不能月数/12 自動車が災害により運行不能となり解体・抹消登録した場合には、申立により、運行不能となった日の翌月から解体・抹消登録までの期間を減額できます。	
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> 所有する事業用資産について、災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の3分の1以上であり、事業の所得が1,000万円以下の場合 所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該資産の合計価格の3分の1以上であり、前年中の所得が500万円以下の場合 	平成30年度課税
	【減免率】 所得区分及び損害率に応じて 25/100～100/100	
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 不動産を取得した日から6月以内に当該不動産が災害によって滅失、損壊した場合(床上・床下浸水を除く) 災害によって不動産を滅失、損壊した日から3年以内に、当該不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合 	平成30年度以降 課税
	【減免額】 (被災前価格－被災後価格)×税率	

対象税目	申請期限
自動車取得税	平成31年3月31日
自動車税・個人事業税・不動産取得税	平成31年3月31日または納税通知書発付日から60日以内

※ 自動車取得税・自動車税については、6か月を超えても減免できる場合がありますので、申請期限にかかわらず、次のご相談の窓口までお問合せください。

● ご相談の窓口

◎ <平日：8時30分～17時00分>

事務所名	電話	事務所名	電話
西部県税事務所	082-228-2111	東部県税事務所	084-921-1311
西部県税事務所呉分室	0823-22-5400	東部県税事務所尾道分室	0848-25-2011
西部県税事務所廿日市分室	0829-32-1181	北部県税事務所	0824-63-5181
西部県税事務所東広島分室	082-422-6911	県庁税務課	082-513-2327